

職員の休暇に関する規則

平成 14 年 4 月 19 日
規 則 第 3 号

職員の休暇に関する規則については、藤井寺市の職員の休暇に関する規則（昭和 41 年藤井寺市規則第 9 号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。